

In brief

13 May 2014

許容可能な減価償却および償却の方法の明確化

論点

国際会計基準審議会 (IASB) は、収益を基礎とした減価償却または償却の方法が適切となる可能性のある状況を明確化するため、国際会計基準 (IAS) 第 16 号「有形固定資産」および IAS 第 38 号「無形資産」を修正しました。

IAS 第 16 号に対する修正では、資産の使用により創出される収益を、有形固定資産項目の減価償却の基礎とすることは適切ではない旨を明確化しています。

IAS 第 38 号に対する修正では、資産の使用により創出される収益を、無形資産の償却の基礎とすることは不適切であるという反証可能な推定を設けています。ただし、この推定は、以下のいずれかの状況においてのみ反証が可能であるとしています。

1. 無形資産が、収益の測定値として示される場合
2. 無形資産の経済的便益の消費と収益との間に強い相関関係があると立証できる場合

影響

有形固定資産

減価償却に対して収益を基礎としたアプローチを適用している企業は少数であるため、この IAS 第 16 号の修正が重大な影響を及ぼす可能性は低いといえます。

無形資産

IFRIC 解釈指針第 12 号「サービス委譲契約」に基づく無形資産を有する企業が、これまで収益を基礎とした方法を無形資産の償却に使用していた場合、当該修正が重大な影響を及ぼす可能性があります。

エンタテインメントおよびメディア業界にも、この修正が重大な影響を及ぼす可能性があります。放映権から生じる無形資産は、初回の放映が収益の大部分を占めるため、しばしば定率法を用いて償却されています。

考察

IAS 第 16 号および IAS 第 38 号は、多くの減価償却および償却の方法を許容しています。一部の方法 (例えば、定率法や生産高比例法など) による償却の結果は、収益を基礎とした方法による場合と似たものとなる可能性があります。今回の修正により重大な影響を受ける財務諸表作成者にとっては、これらの他の方法を検討することが有益である可能性があります。

© 2014 PwC. All rights reserved.
PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.
This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.



当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。